

屋久島大使館業務プロポーザル誓約書

平成 27 年 月 日

屋久島町長 荒木 耕治 様

以下のことを誓約します。

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- 2 屋久島町物品の購入等に係る指名競争入札参加資格審査要綱（平成 19 年告示第 14 号）による指名停止を現に受けていないこと。
- 3 屋久島町建設工事等暴力団等排除措置要綱（平成 19 年告示第 43 号）による入札参加除外措置を現に受けていないこと。
- 4 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けているものを除く。）でないこと。
- 5 自社の所在地が東京都 23 区内にある法人であること。
- 6 上記 1 から 5 が事実と相違する場合は、「屋久島町大使館業務プロポーザル」応募申込みを無効とされても異議のないこと。

所在地

法人名

代表者名

印